# サイバー大学におけるマイクロクレデンシャルの質保証に関する基本方針

サイバー大学 学長　川原 洋

＜趣　旨＞

サイバー大学（以下「本学」という。）では、学位プログラムにおける学習内容をより細分化した単位ごとに個別に認証するためのマイクロクレデンシャルを交付するに当たり、学習者の学修成果の証明として、国内外における共通的な指針に沿った適用に努め、包摂的なマイクロクレデンシャルの提供と活用を促進することを目的に、以下の質保証に関する基本方針を定めます。

＜定　義＞

本学が交付するマイクロクレデンシャルの定義は、UNESCOならびに大学の国際化促進フォーラム、Japan Virtual Campus 運営委員会（JV-Campus）、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会（JMOOC）の共同により設置されたマイクロクレデンシャルに関する共同ワーキンググループにおける検討内容に基づき、以下のとおりとします。

1) 学習者が知っていること、理解していること、またはできることを証明するものであり、対象が重点化された学修成果の記録であること
2) シラバス等において明確に定義された基準に基づいた評価を行い、本学の学長が交付するものであること
3) 単独で価値を持ち、さらに他のマイクロクレデンシャルまたは学位（マクロクレデンシャル）の一部を構成したり、それらを補完したりすることができること（本学以外における既修得の単位認定による取得要件の充足も含める）
4) 質保証の基準を満たすものであること

＜対　象＞

本学が交付するマイクロクレデンシャルは、本学または本学と共同により実施される学修成果の評価が行われた教育プログラムや科目の一部を対象とします。本学が評価の実態を把握できない講座やセミナーへの参加、および学位そのものの修了については、マイクロクレデンシャルの対象外とします。

＜質保証の基準＞

１．内部質保証に関して

本学が交付するマイクロクレデンシャルの学習内容の構成と取得要件に関しては、学部等の実施組織からの提案を基に、必ず教授会において意見を聴いた上で、学長が決定するものとします。取得要件を満たした学習者に対するマイクロクレデンシャルの交付判定についても、同様の流れによる決定手順を求めます。実施組織は、各年度における運用実績について自己点検・評価を行い、その結果を本学が策定する中期目標の進捗状況報告書の中に記述します。点検・評価結果の内容の適切性に関わる判定は、本学の内部質保証委員会で審議し、社会に対する説明責任を果たすため、進捗状況報告書を本学ホームページにて情報公表します。

２．外部質保証に関して

自己点検・評価の結果について、本学以外の組織に所属する教職員や企業人等の有識者で構成された外部評価委員会の評価委員から年度ごとに外部評価を受けます。外部評価結果を踏まえた自己点検・評価による改善・向上のための取組に関しては、上述の内部質保証の実施結果に含めて情報公表します。また、文部科学省より認可を受けた高等教育機関の努めとして、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受審し、本学が交付するマイクロクレデンシャルの質保証に関しても、評価項目の中で第三者による認証を受けるものとします。

３．マイクロクレデンシャルのフレームワーク（枠組み）に関して

本学が交付するマイクロクレデンシャルでは、マイクロクレデンシャルに関する共同ワーキンググループによる「マイクロクレデンシャルに関するフレームワーク(枠組み)」に準拠することで質を保証します。さらに、マイクロクレデンシャルの内容を、国内外において共通的に求められる記述子を用いて透明性を持って示すことで、社会的に高い通用性と信頼性を保持します。

４．マイクロクレデンシャルのデジタル発行の技術標準規格に関して

本学が交付するマイクロクレデンシャルでは、1EdTech Consortium Inc.が定める国際的な技術標準規格のひとつであるOpen Badges(オープンバッジ)をデジタルバッジとして採用することで、情報が改竄または偽造されていないことを技術的に保証します。また、デジタルバッジのメタデータは、マイクロクレデンシャルに関する共同ワーキンググループによる「マイクロクレデンシャルのデジタル証明をデジタルバッジで発行するためのガイドライン」に準拠することで、社会的な通用性を保持します。

＜発行機関＞

本学が交付するマイクロクレデンシャルの発行機関名は、「サイバー大学」とします。交付に関する事務は、実施組織が提供する学習内容に応じて関連部署が所管します。

以上

附　則

１　この基本方針は、2024年４月１日より施行する。